平成２９年（フ）第１３２号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目８番17号　サンハイム207
破産者　岩嵜　義秀
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４４８号
埼玉県戸田市笹目７丁目17番地の10
破産者　Ｒ＆Ｅプランニング株式会社
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
千葉県我孫子市布佐2900番地の７　ウェルライフヴィラ我孫子、開始決定時の住所千葉県野田市山崎2558番地の13
破産者　平　　年
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６８２号
千葉県松戸市東松戸１丁目３番地の８　東和ビル605号
破産者　高砂　由紀
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６９１号
千葉県松戸市金ケ作52番地の32　ＬＩＢＬＩＳＳ八柱103号
破産者　高橋　育子
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７０１号
千葉県我孫子市天王台２丁目12番７号
破産者　伊藤　桂子
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７２６号
千葉県野田市瀬戸235番地の71
破産者　越智　純子
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８５号
千葉県松戸市小金原２丁目10番地の56
破産者　有限会社ティーエヌ・アド
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９１号
千葉県旭市鎌数10529番地５、開始決定時の住所千葉県旭市鎌数3362番地32
破産者　山口　晃寿
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
千葉県東金市台方29番地３サンパーク東金703号
破産者　株式会社池田製作所
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１号
千葉県君津市馬登145番地
破産者　池田　憲彦
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第８２９０号
東京都中野区白鷺３丁目25－４
破産者　小川　恵里
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９８号
静岡市葵区紺屋町11番地の１
破産者　有限会社クラージュ
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０７１号
大阪市北区西天満３丁目６番21号アクシス東梅田10Ｆ
破産者　株式会社プロセス
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３０２号
大阪市中央区南本町３丁目２番11号
破産者　株式会社アイテック西日本
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５７号
大阪府高槻市野田３丁目８番13号
破産者　株式会社皆笑
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３４号
広島県東広島市安芸津町三津4659番地の20
破産者　有限会社ミツイ
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
岩手県二戸市安比字堰代１番地の２
破産者　株式会社田中砕石所
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第２０５号
群馬県伊勢崎市長沼町660番地11ホーマ興産ビル201
破産者　新光株式会社
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０６号
群馬県高崎市下里見町1326番地１山木マンション201号
破産者　有限会社サービス・アクト
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６４９３号
東京都新宿区矢来町37－８－202
破産者　濱谷　雅之
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部